

仕様書（案）

1. 事業名

令和8年度北陸三県ドライブマップ制作事業

2. 事業の目的

当事業は、北陸（富山県・石川県・福井県）におけるレンタカーを活用した広域周遊観光を促進し、外国人旅行者の滞在日数及び観光消費額の増大を図るため、北陸三県の周遊ルートや観光スポット等を紹介する外国人旅行者向けドライブマップを制作するものである。

また、外国人旅行者に対して、日本国内の交通ルールや安全運転に関する情報を分かりやすく提供し、安心・安全なドライブ観光の推進及び交通事故の未然防止を図るものとする。

なお、本事業で制作するドライブマップは、単なる観光スポット紹介冊子ではなく、レンタカーを活用した北陸三県の広域周遊を促進することを主目的とし、外国人旅行者が実際にドライブ旅行を計画・実施する際に活用できる内容とすること。

3. 業務内容

本仕様書に基づき、ドライブマップの企画立案、デザイン制作、翻訳、印刷及び納品までの一連の業務を行うこと。

（1）基本仕様

- ・規格：展開サイズA 1
- ・仕上がりサイズ：297mm×140mm
- ・形態：2折及び蛇腹折り
- ・面数：24面（両面）
- ・色数：フルカラー
- ・用紙：マットコート紙（A判 55 kg程度）
- ・言語：英語、中文繁体字、韓国語
- ・部数：合計 25,000 部
- ・内訳：英語 10,000 部、中文繁体字 10,000 部、韓国語 5,000 部
- ・活用場面：
 - ①海外旅行博等での配布
 - ・北陸地域の認知向上
 - ・北陸旅行を検討している外国人旅行者に対する周遊ルート提案
 - ②レンタカー店舗等での配架
 - ・立寄りスポット等の提案による周遊促進

(2) 企画・デザイン

以下の要素を盛り込み、外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的なドライブマップを企画・制作すること。

単なる観光スポット紹介にとどまらず、外国人旅行者の広域周遊及び立寄り行動を促進する構成とすること。

①表紙デザイン

- ・外国人旅行者に対する訴求力の高いデザインとすること。
- ・北陸三県ならではの魅力が伝わるタイトル及びビジュアルを提案すること。

②北陸広域マップ

- ・富山県、石川県、福井県を包括した広域マップを掲載すること。
- ・主要な一般道、国道、高速道路及び鉄道路線を掲載すること。
- ・空港、主要駅、主要観光地、道の駅等、ドライブ観光に有益な情報を掲載すること。
- ・北陸三県の地理的な位置関係や移動イメージを把握できる内容とすること。
- ・周遊行動を促進する視認性の高いレイアウトとすること。

③モデルルート

- ・北陸三県を周遊するモデルルートを掲載すること。
- ・モデルルートは複数掲載するものとし、各ルートの具体的な日数及びテーマについては受託者の提案によるものを基本とする。
- ・ただし、広域周遊の推進及び滞在日数の延長を図る観点から、各県での宿泊を含む3泊以上のモデルルートについても掲載することが望ましい。
- ・移動時間や主要スポット等を分かりやすく表示すること。
- ・Google マップや二次元コード等を活用し、実際の周遊行動に誘導できるような工夫を凝らすこと。

④観光スポット

- ・本協議会を構成する全43市町について、各市町から1スポット以上を掲載すること。
- ・掲載方法は紙面掲載のほか、二次元コード等を活用した観光情報ウェブサイト等との連携による掲載も可とする。
- ・ただし、モデルルートの構成や周遊促進の観点から必要と認められる場合は、43市町以外の観光スポット等についても掲載できるものとする。
- ・掲載スポットは受託者が提案することを基本とするが、委託者と協議のうえ決定する。
- ・全てのスポットを同等に扱う必要はなく、外国人旅行者にとって分か

りやすい内容とすること。

⑤特産品・地域の魅力

- ・北陸各地の特産品、地域ならではの食、土産品等について紹介すること。
- ・ドライブ途中の立寄りや購買行動を促進し、観光消費額の向上につながる内容とすること。

⑥北陸地域へのアクセス情報

- ・北陸地域の広域的位置関係を伝えるため、主要都市からの移動手段及び所要時間等について記載すること。

⑦安全運転及びマナー啓発

近年増加傾向にある外国人旅行者による交通事故の未然防止を図るため、以下の内容を視覚的に分かりやすく掲載すること。交通ルール等の記載内容は必要に応じて、公安委員会又は警察機関の公表資料を参考とすること。

- ・事故発生が多い事例に関する交通ルール
(歩行者優先、右折時の注意事項、一時停止など)
- ・冬季運転に関すること
(雪道運転時の注意点、冬用タイヤ装着の必要性など)
- ・観光地でのマナー
(適切な駐車場所の利用、路上駐車防止など)
- ・事故発生時の基本的な対応

(3) その他

- ・使用する画像、イラスト等については著作権等適切に処理すること。
- ・写真撮影は必須としない。
- ・画像は、原則、受託者が用意するものとするが、自治体等が保有するものも活用できるものとする。
- ・全ての言語についてネイティブチェック並びにネガティブチェックを行うこと(固有名詞を除く)。
- ・色校正は簡易色校正1回を基本とする。
- ・最終原稿は委託者に確認をとり、了承を得ること。

4. 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、北陸国際観光テーマ地区推進協議会の担当者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

5. 履行期限

令和9年3月5日（金）

6. 成果物及び納品

（1）印刷物

- ・ドライブマップ 合計 25,000 部

（2）電子データ

- ・閲覧用 PDF データ

（3）納品先

- ・石川県文化観光スポーツ部国際観光課
- ・富山県観光推進局観光振興室国際観光課
- ・福井県交流文化部インバウンド交流課

※納品部数の内訳については、契約後に委託者が別途指示する。

※納品に要する梱包費、配送費その他一切の経費は、本業務委託料に含むものとする。

7. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、以下の内容を含む事業実施報告書を作成し、5の履行期限までに、北陸国際観光テーマ地区推進協議会へ電子データで提出すること。

<内容>

（記載事項）

- ・事業名
- ・納品先、納品部数、納品日

（添付資料）

- ・ドライブマップ完成データ
- ・掲載テキスト一覧（日本語訳含む）
- ・その他委託者が指示するもの

8. その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。

る。

- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。